

1. 令和6年度当初予算案等について

今回の予算案は、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から「あたたかい京都づくり加速化予算」として編成し、時宜にかなったものであり、高く評価する。
(評価)

2. 地震防災・減災対策について

質問要旨

令和6年能登半島地震は、石川県において、地域防災計画の見直しや訓練の充実を図っている中で発生し、特に過疎地域での被害が甚大となっているが、地震減災・防災対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 今回の過疎地域での震災を踏まえ、丹後地域等での減災対策をさらに進めるとともに、道路を含むインフラの整備、建物や水道の耐震化、民間企業や団体等との災害協定の締結、避難所運営、備蓄体制等の取組を強化すべきと考えるが、それぞれについての現在の取組状況はどうか。
- (2) 避難所の運営は市町村が担っているが、福祉避難所の開設の停滞や避難所の半数以上が自主避難所、ペットとの同行避難が困難等の理由から二次避難所への避難が少ない等と報道がある中、府内での災害時には、職員も少なく財政的にも厳しい状況の市町村にとっては、本府の迅速な支援は欠かせないと考えるが、どのように支援するのか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

小鍛治議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして今回の当初予算案に対しまして高い評価をいただき、厚くお礼を申し上げます。

まず、過疎地域における防災対策についてでございます。

能登半島地震においては、沿岸部や中山間地域において道路や住宅、水道などが甚大な被害を受け、救助や復旧の遅れ、避難の長期化、二次避難所の確保など、多くの課題が発生しております。

京都府は、森林の面積が総面積の約4分の3を占め、北部では日本海に面しており、中山間地域や沿岸部に、人口減少や高齢化が進んでいる地域が多くあることから、これらの地域の減災対策は極めて重要だと考えております。

そのため、国の予算も活用し、迂回路がなく孤立集落が発生する恐れのある道路の法面对策や橋梁の耐震化、水道施設の耐震化など、インフラ整備を進めているところでございます。

また、高齢化が進んでいる地域では、建築年次が古く、耐震性の低い住宅が多い傾向にあり、能登半島地震において建物倒壊により多くの命が奪われたことから、住宅の耐震改修を加速化するため、今定例会に必要な予算案を提案させていただいております。

さらに、生活必需品等の小売店が無い地域では、避難生活に必要な物資を地域内で調達することが困難なことから、災害発生時には支援物資の調達と輸送が必要となります。

そのため、京都府では、量販店や輸送に関する業界団体など、214の幅広い民間事業者等と協定を締結するとともに、総合防災訓練に参加いただくなど、連携を強化しているところでございます。

また、能登半島地震で注目されているダンボール製簡易ベッドにつきましては、現在、必要の都度、事業者から提供を受けるといった協定になっておりますが、災害発生時に直ちに使用できるよう備蓄につきましても、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、過疎地域における避難所運営と、市町村支援についてでございます。

能登半島地震では、道路の寸断などにより指定避難所に辿り着くことができず、身近な施設に避難された方が多くおられ、これらの施設では、強固な地域コミュニティのもと、共助により運営されている例も多くあったと承知をしております。

一方でこれらの施設では、水や食料をはじめとした物資が不足するなど、指定避難所と同様に支援が必要なことに加え、環境が劣悪なため、二次避難が必要となる場合もあるとのことでした。

こうした事例を踏まえ、孤立集落が発生した際の物資輸送手段として、ヘリコプターやドローン、小型船舶など空路や海路の活用について、国、市町村、関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘の福祉避難所につきましては、避難所となる社会福祉施設自体が被災したり、職員が被災したことにより人手不足となった例があることから、新たな施設の指定や、他の施設から応援職員による確保を検討いたしますとともに、ペット同行避難が可能な二次避難所につきましては、ホテルや旅館の関係団体と調整してまいりたいと考えております。

避難所の運営につきましては、例えば、京都府が速やかに災害救助法の適用を決定し、物資の供与や人件費などの経費を、国と京都府で負担することや、広域車中避難場所の開設、河川流域ごとの広域避難計画の策定などにより、市町村を支援しているところでございます。

今後とも、市町村や関係機関と連携をし、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、地震をはじめとする災害に強い京都を目指してまいりたいと考えております。

3. 中小企業の物価高騰対策と賃上げについて

質問要旨

物価高騰を受け、原材料費は価格転嫁が進む一方、人件費は未反映など、中小企業の経営努力により生産性が向上し、コストの低減を達成しても利益が残らず、賃上げは困難な状況にある。本府においては、賃上げの環境整備など、これまでからも中小企業の物価高騰と賃上げ対策に取り組んできたが、これらの評価はどうか。また、来年度は、国の動向を踏まえ、より多くの中小企業が幅広く賃上げを進める取組をどのように進めていくのか、知事の所見を伺いたい。

答弁

次に、賃上げができる環境整備についてでございます。

経済の好循環を目指すためには、物価の上昇を上回る賃上げが実現できるよう、適切な価格転嫁や生産性の向上を通じて、中小企業が原資となる利益を確保しながら賃金を引き上げられる環境を整備することが重要だと考えております。

このため、京都府では、累次にわたる補正予算を編成し、中小企業の経営の安定に向けた支援や利益確保につながる生産性向上や高付加価値化など、経営基盤の強化に向けた支援を実施してまいりました。

また、中小企業では価格転嫁が十分に進んでおらず、消費者や取引先の理解を深め、適切な価格転嫁を通じた取引の適正化を実現することが重要なため、府内の主要な発注事業者などに対し、下請企業に不当なしわ寄せが生じることがないように要請してまいりました。

併せて、国に対しましても、賃上げにつながるような実効性のある価格転嫁対策を繰り返し要望してきたところでございます。

その結果、昨年春闘では、中小企業において8千円以上の改定が図られたところでございます。

さらに、継続的な賃上げが実現し、経済の好循環につながるよう、昨年10月に京都労働経済活力会議を開催し、生産性向上や人への投資、適切な価格転嫁を進める取組の強化に、公労使で取り組んでいくこととしたところでございます。

この間、適切な価格転嫁の実現に向けて、取引先との望ましい取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を府内企業に働きかけますとともに、昨年11月に公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をもとに、京都産業21と連携して、事業者からの御相談にきめ細やかに対応してきたところでございます。

さらに、人手不足が深刻化する中、賃上げができる環境整備をさらに進めるため、中小企業の経営改善や生産性向上の取組への支援に加え、職場環境の改善や働く方一人ひとりの能力向上を図ることが重要であると考え、給与等の処遇改善に向けた専門家による伴走支援やリカレント教育の強化などに必要となる予算案を今定例会に提案しているところでございます。

今後とも、あらゆる施策を総動員し、オール京都で、賃上げができる環境整備に取り組み、経済の好循環をもたらす、地域経済の活性化に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4. 視覚障害者が暮らしやすい社会の構築について

質問要旨

視覚障害者が暮らしやすい社会の構築に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の令和4年5月の施行後における本府の取組状況はどうか。また、本年4月から障害者に対する合理的配慮の提供が義務化されるが、障害のある府民の目線に立ち、どのような取組を進めていくのか。

答弁

視覚障害者への情報取得支援についてでございます。

いわゆる「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、地方公共団体は、障害のある方の情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を推進することとされております。

京都府では、これまでから、点字版・文字拡大版・音声版の府民だよりの発行などによる府政情報の提供や、点訳奉仕員など支援者の育成にも取り組んできたところでございます。

議員御紹介の印刷物の音声コード読み上げソフトの活用は、情報取得の利便性が大いに向上することが期待されるため、現在、京都府においても、広報物などに活用できるようソフトの導入に向けた準備を進めております。

また、いわゆる「障害者差別解消法」の一部改正によりまして、本年4月から民間事業者による障害者への必要かつ合理的な配慮の提供が義務となりますことから、障害の特性や状況に応じて求められる配慮について、企業や府民の皆様幅広く周知する必要があると考えております。

このため、合理的配慮の義務化について、府民だより3月号に特集記事を掲載いたしますとともに、障害者の方を講師に招き、当事者の方が求める具体的な配慮についてお話をいただく説明

会を開催するなど、多くの方に理解いただき、障害者の方に適切な配慮がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4. 視覚障害者が暮らしやすい社会の構築について

質問要旨

視覚障害者が暮らしやすい社会の構築に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 令和4年9月定例会の一般質問で、奈良県で目の不自由な女性が電車にはねられ死亡するという事故を踏まえ、府内の踏切道における点字ブロックの設置を求める質問に対し、建設交通部長は、「関係機関と調整し踏切の手前部における点字ブロックの整備を進める」と答弁したが、進捗状況はどうか。また、本年1月には、国が道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改訂し、踏切内における点字ブロックの構造についての新たな規定が設けられたが、今後の踏切内の整備予定はどうか。

答弁

次に、視覚障害者の安全対策についてでございます。

議員御紹介の、令和4年に奈良県で発生した事故を受け、国は同年、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定し、歩道のある踏切手前部での点字ブロックの整備内容を追加されたところであります。

京都府におきましては、本改定を踏まえ、府内約700箇所の踏切のうち府が管理する道路54箇所において、前後に歩道のある19箇所の踏切については、昨年度末までに踏切手前部での点字ブロックの整備を完了したところでございます。

一方、踏切内の整備内容などは引続き検討するとされていたため、京都府といたしましては、早急な検討を国に求めてきたところ、議員の御紹介のとおり、今年1月のガイドラインの改定により、踏切内の整備内容が新たに追加されたところでございます。

京都府といたしましては、新たな改定を踏まえ、踏切前後に歩道のある19箇所の踏切内について、現在、鉄道事業者をはじめ視覚障害者団体や肢体障害者団体と調整を始めており、速やかに対策を進めてまいりたいと考えております。

また、残る35箇所の前後に歩道のない踏切につきましても、歩行空間の狭い場合の対策事例が新たに示されたことから、これを参考に、視覚に障害のある方の利用実態や現場状況に応じて対策を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、国や関係自治体、さらには鉄道会社などと連携をし、府内の踏切において全ての人々が安全で安心して利用できるよう、道路環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

5. 交通不便地域の解消に向けた地域公共交通について

質問要旨

交通不便地域の解消に向けた地域公共交通に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 高齢化の進展により、地域公共交通の重要性が増し、多様な住民要望がある中、本府においては、京都市を含む府内のあらゆる地域の多様なニーズをどのように把握しているのか。
- (2) 愛知県を皮切りに全国に広がる健康増進のための乗り合い送迎サービスであるチョウソコなど、既に多くの自治体と民間企業が連携し、実績がる取組を府内でもモデル的に展開するとともに、スピード感をもって市町村に横展開し、府民の満足度を向上させることが、地域の人口減少に歯止めをかける大きな要因と考えるがどうか。

答弁

次に、少子高齢化、人口減少社会における地域公共交通についてでございます。

バスなどの公共交通は、通勤、通学、通院などの地域の生活や、経済活動を支える社会基盤であり、特に車を運転できない方にとっては、欠くことのできない移動手段でございます。

しかしながら、昨今、利用者の減少、運転士不足などにより過疎地域のみならず、都市部のバス路線においても減便が行われており、今後、更なる減便なども懸念されるところでございます。加えまして、人口減少などに伴い、商店の減少、病院や学校の統廃合などが生じ、身近な範囲での買い物、通院、通学などが困難な地域が増えており、日常生活における移動手段の確保が一層重要になってきております。

このため、市町村では、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会において、住民からの要望やアンケート調査などにより地域のニーズを把握し、関係者と議論を重ねたうえで、地域公共交通計画を策定し、デマンド交通の運行など様々な取組が進められております。

京都府といたしましては、引き続き、法定協議会への参画などを通じ、また、市町村や交通事業者などが抱える課題を直接お聞きすることで、地域課題の把握に努めますとともに、広域的な観点からの助言を行っているところでございます。

また、京都府内では、地域の足を確保するため

- ・地域が主体となって、地域団体からの運行協力金などにより運行している

京都市の「醍醐コミュニティバス」

- ・住民ボランティアがアプリを使って利用者とマッチングし、自家用車で運送する京丹後市の「ささえあい交通」

・タクシー会社と連携して運行する福知山市の「鬼タク」など、全国的に見ても先進的な取組が実施されております。

京都府といたしましては、議員御紹介の民間企業が主体となった新たな移動サービスや府内外の市町村の先進的な取組の水平展開を促すため、市町村の担当者研修会などにおいて、事例紹介

や情報共有を行いますとともに、国や学識経験者とも連携し、専門的な知見からの助言も行ってまいります。

また、市町村が地域公共交通計画に基づき新たな公共交通を導入する際に、初期費用への支援を行うほか、運転士不足によるバス路線の減便や廃止の拡大に対応するため、今定例会に地域のあらゆる輸送資源や新技術の活用により課題解決に取り組む市町村を支援するための予算案を提案しているところでございます。

引き続き、市町村とともに、多様な主体と連携し、府内の各地域の実情に応じた持続可能で利便性の高い地域公共交通が確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

6. 押しボタン式信号機の外国語表記について

質問要旨

外国人観光客数がコロナ禍前に戻ってきている中、押しボタン式信号機は、外国人観光客には馴染みが薄いことから、ボタンを押すまで信号が変わらないことを認識していないため、全ての方々が安全に横断歩道を渡ることができるよう、押しボタン式信号機に外国語表記のステッカーやアプリを活用したQRコード等を設置するなど、信号機の意味合いを伝える取組も重要と考えるが、所見を伺いたい。

（警察本部長）

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

府警察では、警察事象の国際化に対応するため、平成28年度から、京都府警察国際化推進計画「Welcome Kyoto Project」に取り組み、その施策の中で、令和3年度までに、観光地等の押しボタン式信号機に対し、英語、中国語、韓国語の3カ国語の説明板の設置を進め、現在、府内80箇所、合計179枚を設置しております。

それ以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、訪日外国人数が減少したことなどもあり、説明板の設置を見合わせておりました。

しかしながら、来年度以降は、昨今の観光客増加の情勢をも踏まえつつ、外国人観光客はもとより、全ての方に安全に道路を横断していただくため、府内全ての押しボタン式信号機562基に、ユニバーサルデザインにも配慮した分かりやすい表示を行っていくこととしております。

7. 交通機動隊庁舎等について

質問要旨

交通機動隊庁舎は、建設から56年余りが経過し老朽化が進んでいるため、南海トラフ地震等の発災時に建物が崩壊し、被災現場に急行すべき白バイやパトカーも出動できなくなることを危惧するが、交通機動隊庁舎等に関し、所見を伺いたい。（警察本部長）

（１）交通機動隊庁舎は、耐震診断義務の対象外であるが、老朽化が進んでいるため、早急に耐震性調査を実施すべきであり、この約60年間の社会情勢や府民の生活環境の変化を踏まえ、最新の機能を具備し、多様化するニーズに対応できる建替えを含めた計画を示すべきと考えるがどうか。

（２）府警が所有している建物のうち、耐震基準に達していない建物はどのようなものがあるのか。また、どのように対策していくのか。

※ 答弁順序 【知事】→【警察本部長】

答弁

次に交通機動隊庁舎についてです。

府警察では、施設の老朽化対策について、耐震基準を満たしていない警察署など府民の来訪の多い施設を優先して建替整備等を進めています。

耐震改修促進法に基づく耐震診断義務の対象外である交通機動隊庁舎等については、耐震診断や耐震改修を行わず、築年数の長いものや府民のニーズが高い施設から順に建替を行う方針としております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、災害発生時における警察機能の確保が喫緊の課題であり、先に発生した能登半島地震に匹敵し、あるいはそれ以上とされる南海トラフ地震などに備え、現在、交通機動隊員の勤務場所やパトカー、白バイの保管場所の変更について検討を進めているところです。

また交通機動隊庁舎の建替については、発災時においても、あらゆる警察活動を力強く展開できるよう、多様な機能を併せ持った施設の整備も含め、検討を進め、今後具体化していく中で、府民への周知も図ってまいりたいと考えています。

次に、耐震基準を満たしていない建物についてですが、30施設を把握し、これまでに14施設の耐震改修や解体等を終えています。

残り16施設には、宇治、南丹、舞鶴などの6警察署のほか、待機宿舎等がございます。

これらの施設につきましても、計画的に建替等を進めているところです。

いずれにいたしましても、安全・安心に関する府民の広範なニーズを的確に酌み取り、引き続き、建替整備が進められるように関係機関と協議を進めてまいります。